

## ① 受付日：令和4年5月31日（火）

申出者：園児の母親

分 類：鼓笛指導

内 容：15時頃にお迎えに来た保護者（申出者）が、保育士が5歳児の園児に対してすごい勢いで注意をしている場面に遭遇し驚いた。

対 応：6月1日に園長、担任、鼓笛の主担当が保護者へ謝罪と大声を上げて注意をしてしまった経緯を詳しく説明した。6月2日保護者の要請で主任と話をする。

今まで兄弟通わせていて鼓笛を子どもたちに教えるのも大変なものわかります。今後も長浦保育園に通わせたいとの事。園としての改善点も伝えた。

改善点：鼓笛指導者と主担当が指揮者の園児に次の曲の指導する際、同じクラスの他の園児を保育室に誘導し、落ち着かせる保育士が1名（担任）しかいなかった。楽器の片づけをしている保育士が園児が部屋に入り落ち着くまでつくようにしていく。主担当の保育士も指導側に園児が来ていたら他の職員にも声かけする必要があったので今後気を付けていく。

## ② 受付日：令和4年6月9日（木）

申出者：園児の父親

分 類：職員の対応

内 容：園児の日中の様子は、担任から丁寧に話しをしている。担任ではない保育士が、登園時に送ってきた園児の母親に園児の話をする。（児童サービスセンターに相談すると専門的に見てくれるなど20分程度、仕事前の忙しい時間帯に話しを持ちかけてきた事や登園後に園児が支度をしている時に園児に向かって「名前をちゃんと書いてきてもらっていい？」と声かけしているのを聞いて園児が怒られている気持ちになってしまった事を指摘があった。数日間色々な事が重なり、保育士の対応について不信感を抱いた。

対 応：園長が保護者の父からの電話連絡に対し、内容を確認した。迎え時には母親に話しをし、謝罪する。翌日、当事者である保育士に内容を伝え、園長と話しをし、園児が傷つく言葉や嫌な気持ちになる事は無いようにと話し合った。

改善点：専門的な話しをすることもあるので、日頃から信頼関係をもつ。また、強い口調で子どもを攻めるのは虐待に繋がるため、日頃から気を付けて保育をしていく。

## ③ 受付日：令和5年1月10日（月）

申出者：園児の母

分 類：職員の対応

内 容：午睡時に「トイレに行く」と言って起き上がった本児の右眉付近に、寝かしつけようとした保育士の爪が当たった。トイレから戻った本児から出血していることを知らせると、ティッシュで傷の出血を拭きとった。迎えの際に傷に気付いた母が本児に聞いた。保育士は自分の手が当たってしまったと謝罪する。本児の母は、怪我の報告の仕方に対して軽く感じたことや怪我の処置方法に疑問を感じ、主任に報告に来る。帰宅してから本児に怪我の状況を何度も尋ね、保育士からの説明と本児の話す説明が一致せず、詳しく話を聞かせてほしいとのことだった。

対 応：母に担任と主任が謝罪をするが納得がいかず、母の時間が取れるときに再度説明等行った。園長、主任、担任で話し合い、母は納得した。

改善：本児が入眠しやすいように関わる中で爪が長かったことにより目尻付近に傷を付けてしまった。  
衛生管理に気を付けていく。また、保護者に迎えの際に報告は行ったが納得できるように伝えられて不快な思いをさせてしまったり、三役への報告も遅れてしまったので報告、連絡、相談を徹底していく。